平成２７年度

伊勢湾海上交通センター
ＶＨＦ送信機換装工事

仕　様　書

平成２７年６月

第四管区海上保安本部

第一章　工事概要

1　契約件名　伊勢湾海上交通センターＶＨＦ送信機換装工事

2　工事概要　本工事は、伊勢湾海上交通センター（伊良湖岬船舶通航信号所）のＶＨＦ送信機（旧装置名：超短波帯送信装置）及びＶＨＦ送信用空中線を換装するもので、これに伴う既設装置の改修及び試験調整を含む。

3　履行場所　伊勢湾海上交通センター（伊良湖岬船舶通航信号所）

4　履行期間　契約の翌日から平成２７年１１月２０日まで

5　管理事務所　伊勢湾海上交通センター（担当　整備課）
〒４４１－３６２４　田原市伊良湖町古山２８１４－３８
ＴＥＬ：０５３１－３４－２７００

6　注意事項
・本工事によるＶＨＦ送信機の切替え、その他装置の停止時間は必要最小限とし、伊良湖岬船舶通航信号所の管制業務等にできるだけ支障を及ぼさないよう施工計画を立案、監督職員の承諾を受け、施工中の障害発生等がないように、各工程で充分な確認を行いながら、万全の注意をもって施工する。
・既設の情報通信機器、電源等への接続など、既設設備へ影響を及ぼす恐れがある工程は、あらかじめ監督職員の承諾を得て行い、その他の工程についても監督職員と密に連絡を取り施工する。特にＶＨＦ送信機にかかる作業は不要な電波発射（マスキング）が生じないよう充分注意し作業にあたる。
・仕様等に疑義が生じた場合、請負者のみの判断によらず、監督職員と協議のうえ対応する。

第二章　一般共通事項

1　適用範囲	（1）本仕様書、関係法令に適合するように施工するものとし、該当事項の無いものには適用しない。 （2）本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。
2　設計図書	設計図書等とは、図面及び仕様書のほか機器の取扱説明書をいう。
3　監督職員	監督職員とは、「第四管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。
4　疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議する。
5　現場の納まりなどの関係による協議	現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。 なお、軽微な変更等で、請負金額の変更は行わない。
6　諸届	施工に必要な官公署、その他の関係機関への届出手続きは速やかに行う。
7　現場代理人及び主任技術者	（1）現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。 （2）現場代理人及び主任技術者の経歴書を監督職員に提出する。
8　工事現場等の安全衛生管理	（1）安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし別に責任者を定める場合は、これに協力する。 （2）常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。
9　災害及び公害の防止	施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 （1）第三者に災害を及ぼしてはならない。 （2）公害の防止に努める。 （3）善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。 （4）気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。 （5）機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。 （6）第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償をしなければならない。
10　臨機の措置	災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

１１　養　　生　　従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。特に、既設の各種機器に、粉塵、振動、その他施工による影響により機能停止等の支障を与えないよう注意し行う。

１２　材　　料　　（１）材料は、新品とする。
（２）材料の品質が明示されていない場合は均衡を得た品質のものとする。
（３）設計図書による「JIS （日本工業規格）の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。

１３　施　　工　　施工は、事前に作業予定日時を監督職員と調整のうえ設計図書に従い行う。

１４　施工の検査　　監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は別に指示する。
（１）設計図書に定められた場合。
（２）監督職員の指定した工程に達した場合。

１５　監督職員立会い　　監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。
（１）設計図書に定められた場合。
（２）監督職員が特に指示する場合。

１６　出会い工事等　　他の工事等との出合いとなる場合、監督職員の指示に従い関係請負者間において協議し、相互に円滑な施工に努める。

１７　あと片付け　　作業完了時は、清掃あと片付けを確実に行う。

１８　業務報告　　業務の作業状況等を記載した報告書を作成し、監督職員に提出する。

１９　写　　真　　写真は、着手前、履行中、完成後とし、工種毎に、カラーE 版程度で１枚以上撮影する。特に履行完了後に確認することが出来ない部分を撮り忘れることがないよう注意し、必要に応じて被写体の寸法が判明するよう、スケール、ポール、箱尺等を付して撮影する。なお写真は、８０万画素以上のデジタルカメラ画像の印刷でも良い。

２０　竣工検査　　現場代理人は検査にもれなく立ち会う。検査の結果、指摘事項があった場合は、検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じる。

２１　官給品等　　官給品がある場合は現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。
（１）官給品の引渡しを受ける際には、立会い「官給品受領書」を２部提出する。
（２）官給品の保管場所・保管方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
（３）官給品の使用が終了した時は、「官給品精算書」を２部提出して確認を受け、引き渡す。

第三章　特 記 仕 様

特記仕様書及び図面に記載のない事項は、下記による。

○「公共建築工事標準仕様書」
（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
○「土木工事共通仕様書」　国土交通省大臣官房技術調査課
○「電気通信設備工事共通仕様書」国土交通省大臣官房技術調査課

1　支給品

工事で設置する機器を次の通り支給する。

支給品　：ＶＨＦ送信機（ＴＦＶ－２）　１台

支給場所：伊勢湾海上交通センター（１Ｆ機械室）

2　撤去品

（1）次の機器を撤去し、適法に廃棄処分する。

超短波帯送信装置（ＮＪＳ－１０００）　１台

（2）次の空中線を再利用できるように撤去し、機械室に納める。その際、空中線に使用していた周波数が分かるよう明記する。

ＶＨＦ送信用空中線　５式

3　仮設工事

（1）施工にあたり既施工部分及び在来存置部分については汚損・損傷を未然に防ぐよう養生し、工事完了後は清掃を行う。

（2）ＶＨＦ送信の運用を継続しながら新設のＶＨＦ送信機の試験調整を行う必要から、新設するＶＨＦ送信用空中線を既設の支持柱へ設置できるよう、丸パイプ等の仮設材により仮設柱を設けて既設のＶＨＦ送信用空中線を仮移設する。

（3）発生材等については、関係法令に従い適正に処置する。

4　工事手配品

次の空中線を調達する。工事手配品はあらかじめ監督職員の承諾を受ける。

（1）　調達空中線

ＶＨＦ送信用空中線５式

（単一型(Ⅴ)ｽﾘｰﾌﾞ型λ/2、空中線利得2.15dB、支柱取付金具含）

5　設置、試験調整及び撤去

上記１、２及び４項の機器等の設置、試験調整及び撤去を行う。ＶＨＦ送信機の試験調整は無線局の変更検査に係る事前データの取得のほか、無線局変更検査受検時の測定操作及び操作、測定方法等のＯＪＴを含む。試験調整に関する機器製造者の連絡先は次のとおり。

(機器製造者の連絡先)

ＶＨＦ送信機（ＴＦＶ－２）製造者

長野日本無線株式会社

営業戦略本部　通信営業部　第一営業グループ（荒井）

〒164-8721　東京都中野区本町1-32-2　Tel 03-6276-7712

6　配管、配線等

上記に必要な電線管、ケーブルの敷設及び撤去を行う。

7　既設装置改修

超短波監視制御端局装置（ＮＪＣＭ－１００改）の遠隔監視制御筐（２Ｆ技術官室設置）に、ＶＨＦ送信機の次の監視項目が反映されるよう、必要な改修を行う。

（追加監視項目）

ＶＨＦ送信機「電源部局操中」

（追加接点接続先）

超短波被監視制御端局装置（ＮＪＣＭ－１０１）スロット４、ＣＮ３、２２ｂ

改修に関する機器製造者の連絡先は次のとおり。

（機器製造者連絡先）

超短波監視制御端局装置（ＮＪＣＭ－１００改）

超短波被監視制御端局装置（ＮＪＣＭ－１０１）

長野日本無線株式会社

営業戦略本部　通信営業部　第一営業グループ（荒井）

〒164-8721　東京都中野区本町 1-32-2　Tel 03-6276-7712